

指定診療業務等対象医療機関一覧表

(大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱第12条に基づく)

R4.7月現在、対象医療機関は今後の医療環境の変化で変更される場合があります。

- (1) 第12条2項1号：総合周産期母子医療センターに指定された医療機関又は地域周産期母子医療センターに認定された医療機関における産婦人科・産科・小児科（新生児診療業務に限る）・新生児科・小児外科・新生児外科における診療業務

市立豊中病院、大阪大学医学部附属病院、済生会吹田病院、国立循環器病研究センター、愛仁会高槻病院、大阪医科薬科大学病院、関西医科大学附属病院、市立東大阪医療センター、八尾市立病院、近畿大学病院、阪南中央病院、ベルランド総合病院、大阪母子医療センター、泉大津市立病院、りんくう総合医療センター、淀川キリスト教病院、大阪市立総合医療センター、愛仁会千船病院、愛染橋病院、大阪赤十字病院、大阪公立大学医学部附属病院、大阪急性期・総合医療センター、北野病院

- (2) 第12条2項2号：小児中核病院に指定された医療機関又は小児地域医療センターに指定された医療機関における小児科・新生児科・小児外科・新生児外科における診療業務（ただし、少なくとも3年間は小児地域医療センターにおいて指定診療業務に従事すること。）

小児中核病院：大阪大学医学部附属病院、大阪医科薬科大学病院、関西医科大学附属病院、近畿大学病院、大阪母子医療センター、北野病院、大阪市立総合医療センター、大阪公立大学医学部附属病院

小児地域医療センター：市立豊中病院、済生会吹田病院、国立循環器病研究センター、愛仁会高槻病院、市立ひらかた病院、市立東大阪医療センター、八尾市立病院、大阪はびきの医療センター、PL病院、堺市立総合医療センター、ベルランド総合病院、和泉市立総合医療センター、泉大津市立病院、淀川キリスト教病院、大阪旭こども病院、JCHO大阪病院、愛仁会千船病院、大阪赤十字病院、愛染橋病院、大阪急性期・総合医療センター

- (3) 第12条2項3号：救命救急センターにおける診療業務

大阪大学医学部附属病院、済生会千里病院千里救命救急センター、大阪医科薬科大学病院、関西医科大学附属病院、関西医科大学総合医療センター、中河内救命救急センター、近畿大学病院、堺市立総合医療センター、泉州救命救急センター、岸和田徳洲会病院、大阪市立総合医療センター、大阪公立大学医学部附属病院、大阪急性期・総合医療センター、大阪医療センター、大阪警察病院、大阪赤十字病院

- (4) 第12条2項4号：大阪府医師確保計画で定める総合的な診療能力を有するために必要な診療業務

対象病院は現在検討中。

(5) 第12条第1項第3号ロ:人口当たりの病院勤務医師数が府全体の数値を下回る二次医療圏として別に定める地域に所在する公立病院等における診療業務(北河内・中河内・堺市・泉州各医療圏に所在する次の医療機関で、診療科は問わない。)(対象者:要綱第3条第3号の者)

市立ひらかた病院、大阪精神医療センター、市立東大阪医療センター、八尾市立病院、市立柏原病院、堺市立総合医療センター、大阪母子医療センター、泉大津市立病院、りんくう総合医療センター、和泉市立総合医療センター、市立岸和田市民病院、市立貝塚病院、生長会阪南市民病院、

(二次医療圏)

豊能医療圏 : 池田市、箕面市、豊能町、能勢町、豊中市、吹田市

三島医療圏 : 高槻市、茨木市、摂津市、島本町

北河内医療圏 : 枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、大東市

中河内医療圏 : 東大阪市、八尾市、柏原市

南河内医療圏 : 松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

堺市医療圏 : 堺市

泉州医療圏 : 和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、
熊取町、岬町

大阪市医療圏 : 大阪市

以 上